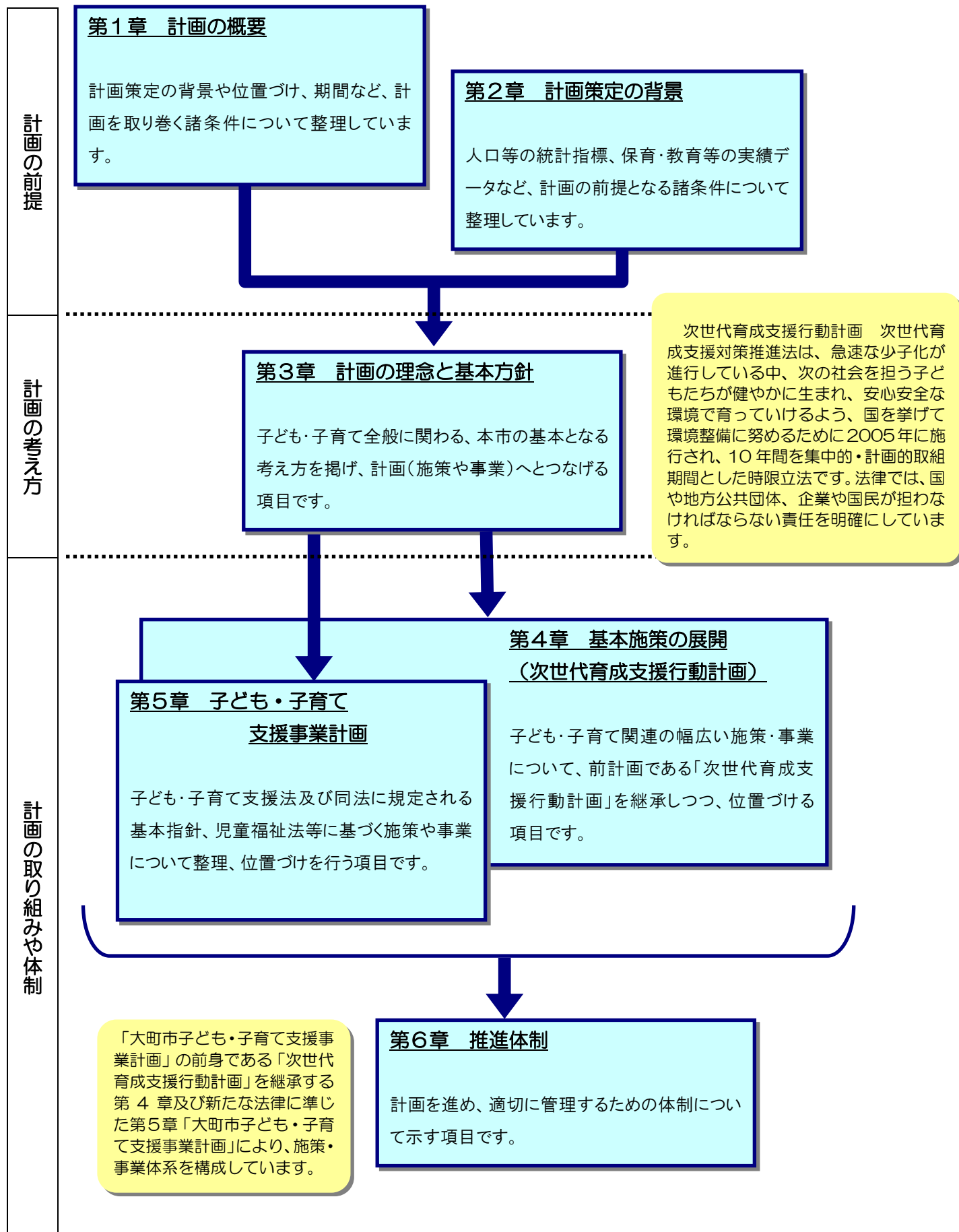


第3期大町市子ども・子育て 支援事業計画（概要版）

令和7年3月

本計画の目次構成

■本計画の構成は、それぞれ次のような内容や関係性を持つものです。



第1章 計画の概要

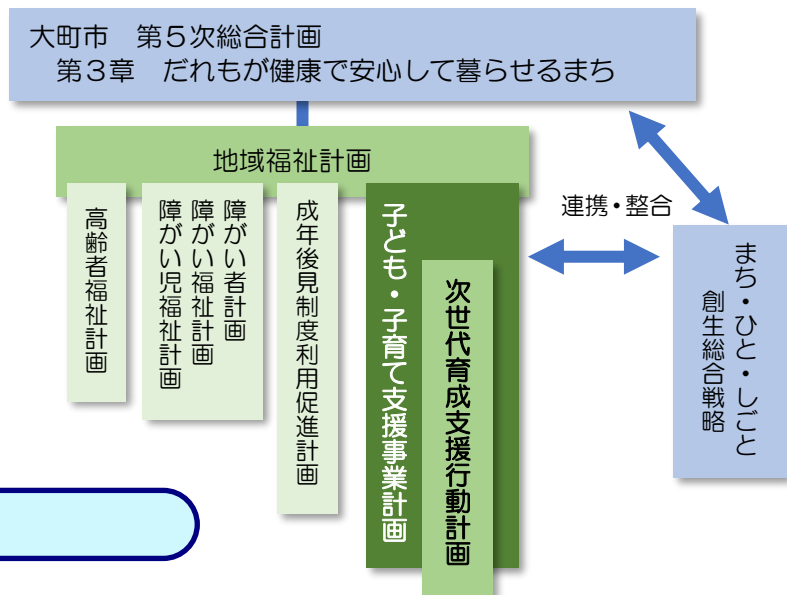
1 計画策定の背景と目的

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業を行うため、国の基本指針に基づき策定するものです。

子どもの育つ環境が親の養育力に左右されず安心・安全な環境が維持されることに重点を置き、第3期計画から、子ども・子育て支援事業に新たに3つの家庭支援事業が加えられています。

2 計画の位置づけ

大町市第5次総合計画と整合性を図りながら、次世代育成支援行動計画を内包し、子ども・子育て支援（19事業）について、「量の見込み」と「確保方法」を定めるもの。（右図参照）



3 計画の対象

児童福祉法における児童（0～18歳）を基本とし、児童に関わるすべての主体に働きかけを行うもの。

4 計画期間

令和7年4月から令和11年3月の5か年

第2章 計画策定の背景

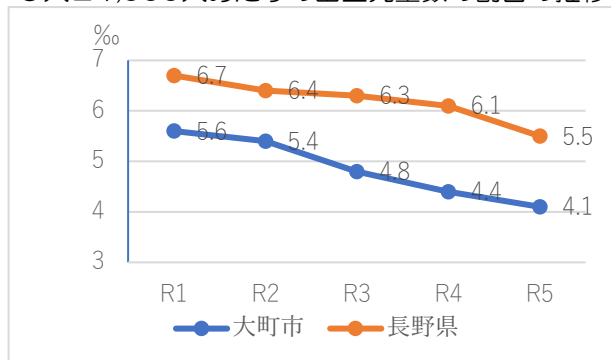
1 少子化の状況

人口減少の進行、出生率の低下が見込まれる現状を踏まえ計画期間（令和7～11年度）の児童数を推計、各種事業量の見込みの算出根拠とする。

●総人口・世帯数・平均世帯員数の推移

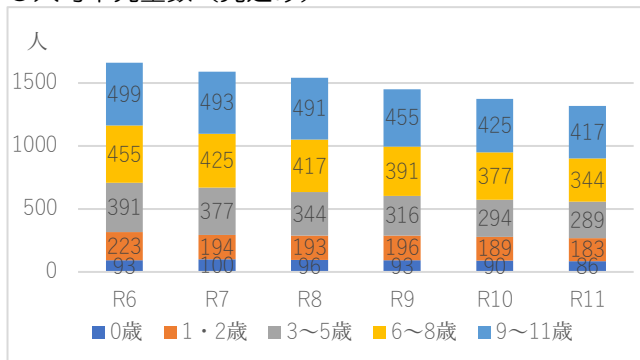
	総人口（人）	世帯数（世帯）	平均世帯員数（人）
平成17年	32,145	11,240	2.9
令和2年	26,029	10,739	2.4

●人口1,000人あたりの出生児童数の割合の推移



資料：長野県健康福祉政策課「人口動態統計調査結果」

●大町市児童数（見込み）



2 子育て支援に関する事業の取り組み状況

年度	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
家庭児童相談室 延べ相談件数	1,120	1,109	1,147	1,158	1,183
児童センター 延べ利用人数	14,324	12,132	10,792	10,487	11,139
ファミリー・サポート・センター事業 延べ利用人数	24	42	11	16	45
子育て短期支援事業 延べ利用者数	25	12	13	34	46
児童クラブ 延べ利用者数	34,003	23,233	26,287	26,310	27,582

※児童数は減少しているが、子育てに関する相談件数や、事業の利用件数は微増傾向であり、事業の維持及び拡充を要する。令和2～3年度はコロナ禍の影響により各事業とも減少している。

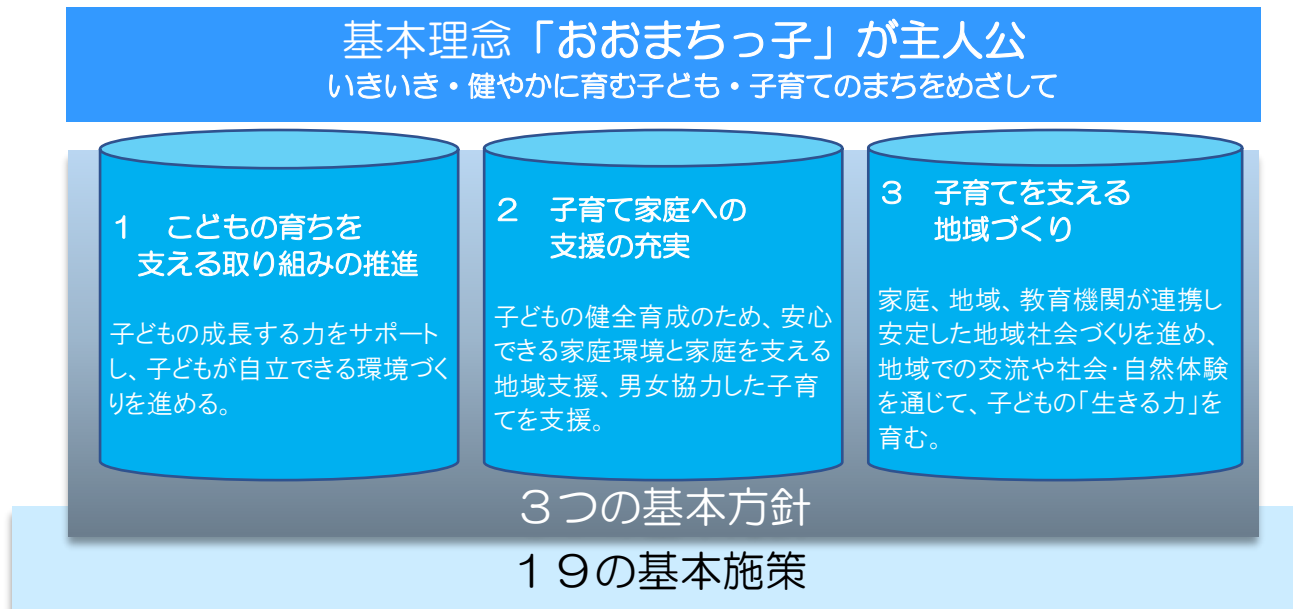
第3章 計画の理念と基本方針

1 基本理念

子どもや子育てをめぐる考え方の基本として、「主人公である子ども自身の立場や視点」を重視し、「おおまちっ子が主人公」を基本理念を掲げ、大町市版「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を支える基本方針は、①子どもへの支援、②家庭への支援、③地域づくりの3本柱とし、各基本方針に紐づく基本施策を、次世代育成支援行動計画の取り組み項目ごとに、19の基本施策として整理しています。



第4章 基本施策の展開（次世代育成支援行動計画）

1 基本施策

基本方針に沿って、子育て施策を19の基本施策として整理し、その実現に向けた具体的な事業について、取り組み方針等の展開を記載しています。

3つの基本方針	市町村行動計画に基づく取り組み項目	19の基本施策
1 こどもの育ちを支える取り組みの推進	要保護児童への対応等きめ細かな取り組み	(1)子どもの権利擁護と虐待の防止 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障害児施策の充実
	子どもの安全確保	(4)交通安全の確保
2 子育て家庭への支援の充実	母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進	(1)子どもと母親の健康確保 (2)食を通じた健康づくり (3)小児医療体制の充実
	職業生活と家庭生活との両立の推進等	(4)多様な働き方の実現と見直し
	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	(5)子育て家庭への経済的支援の充実
3 子育てを支える地域づくり	地域における子育ての支援	(1)地域で子育てを支援する (2)保育サービスの充実 (3)子育て支援のネットワークづくり (4)地域で育む子どもの社会性
		(5)自立支援と次代の親づくり
		(6)子どもの居場所づくりと家庭・地域の教育力の向上
		(7)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(8)子どもを取り巻く有害環境対策の
		(9)安全・安心なまちづくりの推進
		(10)良質な住宅の確保と安心して外出

第5章 子ども・子育て支援事業計画

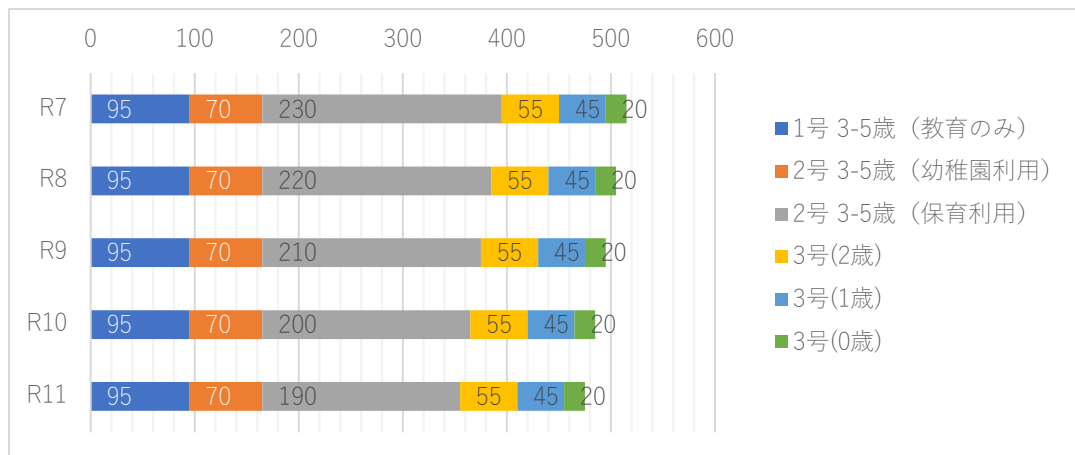
1 支援事業等の見込みについて

本計画の必須記載事項である、①「幼児期の教育・保育」及び②「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込みと確保体制について記載しています。利用実績やニーズ調査を踏まえた適切な見込みと、必要量を提供するための確保方策と実施時期について、計画期間に合わせて記載しています。

①幼児期の教育・保育に関する見込み

2号（保育利用）の減を見込み、見込み量の提供体制を整えていきます。

●R7～R11 年度保育量の見込み（抜粋）



●「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設】

認 定 区 分		対象施設
(1号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定子ども以外子ども	・ 認定こども園
(2号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・ 認定こども園
(3号認定)	満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業等

②地域子ども・子育て支援事業に関する見込み

「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる19事業について、計画期間における各事業のニーズを把握し、必要量を提供できる体制の整備・確保について計画に沿って進めていきます。

第3期計画より新たに地域子ども・子育て支援事業に加わった「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「乳児等通園支援情」「妊婦等包括相談支援事業」「産後ケア事業」については、順次提供体制を整備してまいります。

法定事業名	本市における 事業名	種 別				
		相談 支援	訪問系 事業	通所系 事業	家庭支 援事業	そ の 他
(1) 利用者支援事業	—	○				
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○				
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診断					○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○			
(5) 養育支援訪問事業その他要支援 児童要保護児童の支援に資する事業	養育支援訪問事業		○		○	
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	○	
(7) ファミリー・サポート・センタ ー事業	ファミリー・サポート・ センター事業			○		
(8) 一時預かり及び認定こども園の 預かり保育	一時預かり及び認定こど も園の一時預かり事業			○	○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○		
(10) 病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業			○		
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○		
(12) 子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業		○		○	
(13) 児童育成支援拠点事業	見守りサポート事業（通 所支援）			○	○	
(14) 親子関係形成支援事業	—				○	
(15) 実費徴収に係る補足給付を行 う事業	—					○
(16) 多様な主体が本制度に参入す ることを促進するための事業	—					○
(17) 乳幼児等通所支援事業	こども誰でも通園制度			○		
(18) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業	○				
(19) 産後ケア事業	産後ケア事業	○	○	○		

第6章 推進体制

1 計画策定の体制

市民の代表、有識者からなる「大町市子ども・子育て審議会」において、2期計画の評価および3期計画の案について検討し計画策定しています。